

兵庫県公報

平成20年11月4日 火曜日 第2028号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

| 告 示 | ページ |
|---|-----|
| 平成20年度2等陸士、2等海士及び2等空士の募集期間並びに採用試験の期日及び場所等（市町振興課） | 1 |
| 平成20年度兵庫県准看護師試験の実施（医務課） | 2 |
| 特定計量器定期検査の実施（工業振興課） | 3 |
| 土地改良区の定款の変更認可（農地整備課） | 4 |
| 土地改良区営土地改良事業の換地計画の認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（同） | 4 |
| 国土調査の成果の認証（同） | 4 |
| 家畜伝染病予防法第52条に基づく報告の徴求（畜産課） | 6 |
| 平成20年兵庫県告示第302号（家畜の検査の実施）の一部改正（同） | 6 |
| 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課） | 7 |
| 道路の区域の変更、供用開始等（同） | 7 |
| 宅地建物取引業法に基づく行政処分（都市政策課） | 7 |
| 流通業務団地事業地の工事の完了（都市計画課） | 8 |
| 公 告 | |
| 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課） | 8 |
| 大規模小売店舗の変更に関する届出（同） | 8 |
| 選挙管理委員会告示 | |
| 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正 | 10 |
| 公安委員会告示 | |
| 警備員指導教育責任者講習の実施 | 10 |

告 示

兵庫県告示第1095号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）の規定に基づく平成20年度2等陸士、2等海士及び2等空士の募集期間並びに採用試験の期日及び場所等を次のとおり定める。

平成20年11月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 募集期間
各試験期日前日まで
- 試験期日等

| 区分 | 試験期日 | 試験会場 | 場 所 | 合格発表日 | 採用時期 |
|----|-----------|----------------------------|----------------------------|--------|---------------------|
| 男子 | 11月29日（土） | 陸上自衛隊千僧駐屯地又は 陸上自衛隊姫路駐屯地 | 伊丹市広畑1 - 1 姫路市峰南町1 - 70 | 試験時に告知 | 平成21年 3月又は 4月 |
| | 同月30日（日） | 同 上 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| | 12月20日（土） | 陸上自衛隊千僧駐屯地 | 伊丹市広畑1 - 1 | 同 上 | 同 上 |

- 問い合わせ先（志願手続を行う場所等）

| 名 称 | 場 所 | 電話番号 |
|--------------|---|------------------|
| 自衛隊兵庫地方協力本部 | 神戸市中央区波止場町1 - 1 (神戸第2地方合同庁舎別館4F) | (078) 331 - 9896 |
| 同 神戸地区隊本部 | 神戸市中央区北長狭通4 - 7 - 6 (インベリアル・トラスト・ビル3F) | (078) 327 - 8026 |
| 同 神戸出張所 | 同 (同 2F) | (078) 327 - 6440 |
| 同 北神戸募集案内所 | 神戸市北区鈴蘭台西町1 - 27 - 10 (宮浦ビル1F) | (078) 594 - 9178 |
| 同 西神戸募集案内所 | 神戸市西区学園西町4 - 1 (神戸留学生会館2F) | (078) 797 - 8185 |
| 同 阪神・丹波地区隊本部 | 伊丹市緑ヶ丘7 - 1 - 1 (伊丹駐屯地内) | (072) 783 - 9609 |
| 同 西宮地域事務所 | 西宮市田代町19 - 3 (三建ビル2F) | (0798) 66 - 7066 |
| 同 伊丹地域事務所 | 伊丹市中央1 - 2 - 5 (コーワビル2F) | (072) 770 - 7800 |
| 同 加古川地域事務所 | 加古川市加古川町寺家町45 (JAビル7F) | (079) 426 - 3290 |
| 同 青野原分駐所 | 小野市桜台1 (青野原駐屯地内) | (079) 466 - 7959 |
| 同 姫路地域事務所 | 姫路市本町240 (光貿易ビル1F) | (079) 282 - 0535 |
| 同 相生地域事務所 | 相生市大島町1 - 8 | (0791) 23 - 2750 |
| 同 豊岡出張所 | 豊岡市大手町8 - 35 | (0796) 22 - 3978 |
| 同 柏原地域事務所 | 丹波市柏原町柏原980 - 2 (柏原センタービル2F) | (0795) 72 - 1949 |
| 同 淡路島駐在員事務所 | 洲本市栄町2 - 1 - 20 | (0799) 24 - 2449 |

兵庫県告示第1096号

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第18条の規定により、平成20年度兵庫県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成20年11月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 試験日時
平成21年2月22日(日)
午後1時30分から午後4時00分まで
- 2 試験場所
兵庫大学
〒675-0195 加古川市平岡町新在家2301
- 3 試験科目
人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護
- 4 試験の方法
筆記試験とする。
- 5 受験資格
保健師助産師看護師法第22条の規定に該当する者
- 6 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書

イ 受験資格を証する卒業証明書又は修業証明書

卒業見込み又は修業見込みの者は、卒業見込証明書又は修業見込証明書に代えることができる。ただし、その者は、平成21年3月13日（金）までに卒業証明書又は修業証明書を提出すること。平成21年3月13日（金）までに卒業証明書又は修業証明書が提出されない場合は、当該受験は無効とする。

ウ 写真票

出願前6箇月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、縦6センチメートル、横4センチメートルのものとし、その裏面に撮影年月日、氏名及び学校養成所名を記入し、所定の箇所に貼り付けること。

(2) 提出期間

平成20年12月10日（水）から同月18日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

受付時間は午前9時30分から正午まで及び午後1時30分から午後5時までとする。

なお、郵送による場合は簡易書留とし、平成20年12月18日（木）必着とする。

(3) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県健康福祉部健康局医務課看護指導係

(4) 手数料

6,900円相当額の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。

なお、受験願書受付後は、手数料を返還しない。

7 受験票の交付

受験願書を受理した者は、受験番号、受験日時及び受験場所を記載した受験票を交付する。

8 合格者の発表

平成21年3月16日（月）午前10時から同月17日（火）午後5時まで兵庫県健康福祉部健康局医務課前に掲示及び兵庫県ホームページに掲載する。

なお、合否の問い合わせには応じない。

9 試験結果の開示

個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）第20条第1項の規定による試験結果の開示は、次に定めるところにより口頭で請求できる。

(1) 期間 平成21年3月16日（月）から同年4月15日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前10時から午後5時まで（3月16日（月）は午前11時から午後5時まで）

(2) 場所 兵庫県健康福祉部健康局医務課

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県第1号館4階

(4) 持参するもの 兵庫県准看護師試験受験票

(5) 開示する内容 総合得点

(6) その他

ア 開示請求できる試験結果は、本人のものに限る。

イ 開示請求できる者は、本人とする。ただし、未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求することができる。

ウ 電話による問い合わせには一切応じない。

10 身体に障害を有する者等の特例措置

視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、受験願書等の提出期限内に下記問い合わせ先に申し出ること。申出のあった者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講じることがある。

11 受験についての問い合わせ先

兵庫県健康福祉部健康局医務課看護指導係

電話（078）341-7711（内線 3220・3254）

兵庫県告示第1097号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、川西市、加東市及び加古郡の区域における質量計の定期検査（特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第4号ま

でに該当する場合を除く。)を次のとおり実施する。

平成20年11月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 検査実施機関（計量法第20条第1項に基づく指定定期検査機関）
神戸市中央区中山手通7丁目28番33号 兵庫県立産業会館内
社団法人兵庫県計量協会
- 2 検査実施区域、検査実施期日及び検査実施場所

| 検査実施区域 | 検査実施期日 | 検査実施場所 |
|--------|---|--|
| 川西市 | 平成21年1月15日から同年2月10日まで (土曜日及び日曜日を除く。)の期間で別に 通知する期日 | 検査場所を指定した場合にあって は、その指定した場所 指定の場所によらない場合にあって は、その質量計の所在の場所 |
| 加東市 | 平成21年2月12日から同月27日まで(土 曜日及び日曜日を除く。)の期間で別に通知 する期日 | |
| 加古郡 | 平成21年2月17日から同月26日まで(土 曜日及び日曜日を除く。)の期間で別に通知 する期日 | |

兵庫県告示第1098号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成20年11月4日

兵庫県知事 井戸敏三

| 土地改良区の名称 | 認可年月日 |
|----------|-------------|
| 古市土地改良区 | 平成20年10月21日 |

兵庫県告示第1099号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条の2第1項の規定により、次の土地改良区に係る換地計画認可申請については、適当と決定したので、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、この決定について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して、15日以内に兵庫県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成20年11月4日

兵庫県知事 井戸敏三

| 土地改良区の名称 | 地区名 | 縦覧の期間 | 縦覧の場所 |
|----------|-------|-------------------------|-------|
| 下内膳土地改良区 | 下内膳地区 | 平成20年11月4日から 同月25日まで | 洲本市役所 |

兵庫県告示第1100号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成20年11月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 調査を行った者の名称

- 洲本市
- (2) 調査を行った期間
平成18年7月から平成20年3月まで
- (3) 成果の名称
洲本市（大字五色町広石下の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
洲本市五色町広石下の一部
- (5) 認証年月日
平成20年10月21日
- 2 (1) 調査を行った者の名称
丹波市
- (2) 調査を行った期間
平成18年6月から平成20年3月まで
- (3) 成果の名称
丹波市（大字山南町村森・井原・奥・野坂・岩屋の各一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
丹波市山南町村森、井原、奥、野坂、岩屋の各一部
- (5) 認証年月日
平成20年10月21日
- 3 (1) 調査を行った者の名称
宍粟市
- (2) 調査を行った期間
平成18年6月から平成20年2月まで
- (3) 成果の名称
宍粟市（波賀町今市・波賀町上野の各一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
宍粟市波賀町今市、波賀町上野の各一部
- (5) 認証年月日
平成20年10月21日
- 4 (1) 調査を行った者の名称
宍粟市
- (2) 調査を行った期間
平成17年8月から平成20年2月まで
- (3) 成果の名称
宍粟市（波賀町道谷の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
宍粟市波賀町道谷の一部
- (5) 認証年月日
平成20年10月21日
- 5 (1) 調査を行った者の名称
川辺郡猪名川町
- (2) 調査を行った期間
平成16年7月から平成18年3月まで
- (3) 成果の名称
川辺郡猪名川町（西畑の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
川辺郡猪名川町西畑の一部
- (5) 認証年月日
平成20年10月21日
- ~~~~~

兵庫県告示第1101号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第52条の規定に基づき、報告を求める。

なお、平成17年兵庫県告示第1153号（家畜伝染病予防法第52条に基づく報告の徴収）は、平成20年11月4日限り、廃止する。

平成20年11月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため

2 報告すべき者

原則として飼養羽数が100羽以上の家きんの農場の所有者

3 報告すべき事項

農場についての月曜日から日曜日まで（各週ごと）

(1) 飼養羽数

(2) 死亡羽数

(3) 高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できない状況の有無

(4) 飼養衛生管理上の特記事項

4 報告書の提出期限

毎月8日までに前月の結果を報告する。

5 報告書の提出方法

所管の家畜保健衛生所に対し、郵送、電子メール又はファクシミリにより、次のあて先まで所定の様式により報告するものとする。

(1) 姫路家畜保健衛生所

住 所：〒670-0081 姫路市田寺東2 - 10 - 16

電子メール：himejikhe@pref.hyogo.lg.jp

ファクシミリ：(079) 294 - 0948

(2) 姫路家畜保健衛生所 神戸出張所

住 所：〒651-2304 神戸市西区神出町小束野30 - 19

電子メール：kobekhe@pref.hyogo.lg.jp

ファクシミリ：(078) 965 - 3082

(3) 和田山家畜保健衛生所

住 所：〒669-5243 朝来市和田山町高田666

電子メール：wadayamakhe@pref.hyogo.lg.jp

ファクシミリ：(079) 672 - 0506

(4) 洲本家畜保健衛生所

住 所：〒656-0011 洲本市炬口1 - 1 - 18

電子メール：sumotokhe@pref.hyogo.lg.jp

ファクシミリ：(0799) 22 - 2856

6 その他の必要事項

(1) 高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できない事態が生じた場合には、直ちに報告すること。

(2) 本告示が適用される期間は、別に通知するまでの間とする。

兵庫県告示第1102号

平成20年兵庫県告示第302号（家畜の検査の実施）の一部を次のように改正する。

平成20年11月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1の(1)中「鶏」を「家きん」に改め、同(3)中「1,000羽以上飼養する養鶏農場で、採卵の用に供し又は供する目的で飼育している鶏及びこれらと同一施設内で飼育している鶏のうち家畜防疫員が検査を必要と認めた鶏」を「原則として100羽以上飼養する家きん農場で飼育している家きんのうち家畜防疫員が検査を必要と認めた家きん」に改める。

兵庫県告示第1103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年11月4日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年11月4日から2週間、丹波県民局県土整備部柏原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年11月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類 路線名 | 道路の区域 | | | | |
|-------------------|--|----|------------------|---------------|----|
| | 区 間 | 旧新 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備考 |
| 国道 3 7 2 号 | 篠山市小枕字馬場脇之坪442番から 同 市小枕字馬場脇之坪443番まで | 旧 | 16.0から 18.0まで | 60.0 | |
| | | 新 | 17.0から 35.0まで | 60.0 | |
| 県道 瀬 利 八 上 上 線 | 篠山市般若寺字小曾田ノ坪121番から 同 市般若寺字広瀬ノ坪202番 1 まで | 旧 | 5.0から 23.0まで | 684.0 | |
| | | 新 | 11.0から 29.0まで | 670.0 | |

兵庫県告示第1104号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年11月4日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成20年11月4日から2週間、西播磨県民局県土整備部上郡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年11月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類 路線名 | 道路の区域 | | | | |
|-------------------|---|----|-----------------|---------------|----|
| | 区 間 | 旧新 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備考 |
| 県道 若 桜 下 三 河 線 | 宍粟市千種町大字河内字松ノ木 1 番14から 同 市千種町大字河内字松ノ木 1 番 2 まで | 旧 | 5.0から 17.0まで | 240.0 | |
| | | 新 | 8.0から 57.0まで | 230.0 | |

兵庫県告示第1105号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、次のとおり処分した旨神戸県民局長から報告があった。

平成20年11月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 被処分者

商号又は名称 株式会社DMジャパン
 代表者氏名 水 原 正 勝
 事務所所在地 神戸市中央区磯辺通 1 - 1 - 18

免許番号 兵庫県知事(1)第010993号

免許年月日 平成17年7月25日

2 処分の内容

平成20年11月11日から同年12月2日までの22日間の業務停止

3 業務停止の範囲

宅地建物取引業に関する一切の業務

兵庫県告示第1106号

流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)第30条第1項の規定による届出があった次の流通業務団地事業地については、工事が完了した。

平成20年11月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 事業の名称

西神流通業務団地事業

2 工事完了工区

第6工区、第9-1工区、第9-2工区、第21工区

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成20年11月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤穂郡上郡町山野里字西田272番1、272番7、556番、557番1、557番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市網干区浜田213番地の2

有限会社大西殖産 代表取締役 大西賢一

3 許可年月日及び許可番号

平成20年4月18日

兵庫県指令西播(建)第1-1号(20上郡)

大規模小売店舗の変更に係る届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成20年11月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 うかいやショッピングセンター

所在地 揖保郡太子町東出262番地の1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社うかいや

代表者の氏名 朝生大吉

住所 揖保郡太子町東出262番地の1

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

ア 変更前

2,467平方メートル

イ 変更後

4,504平方メートル

(2) 駐車場の収容台数

ア 変更前

230台

イ 変更後

248台

(3) 駐輪場の位置及び収容台数（詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

ア 変更前

64台

イ 変更後

167台

(4) 荷さばき施設の位置及び面積（詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

ア 変更前

126平方メートル

イ 変更後

263平方メートル

(5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量（詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

ア 変更前

49.9立方メートル

イ 変更後

34.25立方メートル

(6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

| 小売業を行う者の氏名又は名称 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|----------------|--------|------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 24時間営業 | |
| 外6者 | 午前10時 | 午後8時 |

イ 変更後

| 小売業を行う者の氏名又は名称 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|----------------|--------|-------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 24時間営業 | |
| 外7者 | 午前8時 | 午後10時 |

(7) 駐車場の自動車の出入口の位置（詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

(8) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前

午前6時から午後7時まで

イ 変更後

午前6時から午後10時まで

4 変更年月日

平成21年6月1日

5 届出年月日

平成20年9月30日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び西播磨県民局県土整備部まちづくり課
- (2) 縦覧期間
平成20年11月4日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限
平成21年3月5日
- (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第71号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設に関し、取消しした旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成20年11月4日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村上寿浩

表上郡町の項中

「

| | | |
|-----|-------------|---------------|
| 上郡町 | 上郡町福祉センター | 上郡町上郡1645 - 5 |
| | 上郡町東町総合センター | 上郡町上郡1190 |

」

を

「

| | | |
|-----|-------------|-----------|
| 上郡町 | 上郡町東町総合センター | 上郡町上郡1190 |
|-----|-------------|-----------|

」

に改める。

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第323号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成20年11月4日

兵庫県公安委員会
委員長 小倉修悟

- 1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等
- (1) 警備業務の区分
法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「身辺警備業務」という。）
- (2) 実施日
- ア 新規取得講習
平成20年12月8日（月）から同月12日（金）までの5日間
- イ 追加取得講習

平成20年12月11日(木)及び同月12日(金)の2日間

- (3) 実施場所
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター
- (4) 修了考査の実施
新規取得講習、追加取得講習ともに、12月12日(金)に修了考査(新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分)を実施する。
- 2 受講定員
新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で60人とする。
- 3 受講対象者
受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 新規取得講習
最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者
 - (2) 追加取得講習
法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(身辺警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けている者(警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証を有する者を除く。)で、最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上あるもの
- 4 受付期間
新規取得講習及び追加取得講習ともに平成20年11月10日(月)から同月21日(金)までの間(土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで)
- 5 申込先
兵庫県内の各警察署の生活安全課(生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。)
- 6 申込時の提出書類
 - (1) 新規取得講習を受講しようとする者
ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通
イ 最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上あることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
 - (2) 追加取得講習を受講しようとする者
ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通
イ 指導教育責任者資格者証等の写し
ウ 最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上あることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
- 7 受講手数料
新規取得講習は34,000円、追加取得講習は10,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。
- 8 受講日の携行品
筆記用具、印鑑及び参考書(警備業法令集等)
- 9 その他
 - (1) 受講者の確定は先着順とし、申込人員に達した時点で申込みを締め切る。
 - (2) 申込みは、受講しようとする本人が行うものとする。
 - (3) 郵送による申込みは、受け付けない。
 - (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名は住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにすること。
 - (5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。
 - (6) 警備員指導教育責任者講習受講申込書については、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び社団法人兵庫県警備業協会において配布する。
- 10 講習委託先
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階
社団法人兵庫県警備業協会

11 問い合わせ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話(078)341-7441 内線 3046
- (3) 社団法人兵庫県警備業協会
電話(078)252-0166